意思決定支援に関する海外視察報告

ーオーストラリア・ニュージーランド視察ー

第1 全体の視察日程・場所

【2019年度予算事業】

オーストラリア・ニュージーランド視察

2019年8月9日から17日にかけて、以下の視察を行った。なお、豪州ヴィクトリアにおけるプログラム開発調査チームと合同で視察を実施している(8/9-8/20)もある。

(1) マイクロボード視察(支援付き意思決定を実現するためのチームアプローチに関する協議)

日時 2019年8月14日

場所 Hilton Community Center

参加者:水島、小杉、福崎

(2) PASAT視察(意思決定支援ツール・コンセプトの普及方法に関する協議)

日時 2019年8月15日

場所 The Personal Advocacy and Safeguarding Adults Trust (ウェリントン)

参加者: 名川、水島、小杉、延原、福崎

(3) トーキングマット基礎研修 (ニュージーランドver.) への参加

日時 2019年8月16日

場所 Talking Trouble aotearoa NZ (オークランド)

参加者: 名川、水島、小杉、延原、福崎

(4) メルボルン大学研究者(ピアーズ氏)との障害者権利条約の各国の実践状況に 関する協議

日時 2019年8月17日

場所 Melbourne Holiday Inn Hotel

参加者:名川、水島、延原、福崎

【2018年度事業として】

豪州ヴィクトリアにおけるプログラム開発調査

(1) NDISにおける権利擁護と意思決定支援の取組について

日時 2019年8月9日

場所 VALID (メルボルン)

参加者: 名川、水島、延原、福崎

(2) NDISの概要ならびにプラン作成と本人意思尊重のあり方について

日時 2019年8月12日

場所 Melbourne Disability Institute(メルボルン)

面談者 Dr Bruce Bonyhady & Dr Ilan Wiesel

参加者:名川、水島、延原、福崎 小杉

(3) 知的障害者の子育て支援における本人の主体的活動とその支援について

日時 2019年8月13日

場所 Parenting Research Center (メルボルン)

面談者 Dr Derek McCormack, Dr Chris Tran

参加者: 名川、水島、小杉、延原、福崎

(4) 意思決定支援枠組みにおけるRisk Enablementの位置づけと日本での実施について

日時 2019年8月20日

場所 Living with Disability Research Centre

面談者 Dr Christine Bigby (メルボルン)

参加者: 名川、延原

第1 本視察の目的

- ① 世界的にも新しい取り組みであるオーストラリアの福祉制度NDISが施行されてから 現在までの経緯と課題について把握し、現在のオーストラリアでの支援者支援、家族支 援、本人支援が、意思決定支援の実践でどのように展開されているかを視察し理解する こと、
- ② オーストラリアでは、実践的アプローチとしてのマイクロボードを視察し、またニュージーランドでは、トーキングマットの研修を受ける中で、開発国以外の意思決定支援ツールでの展開や活用を把握するとともに、英語文化圏以外での活用についての効果、課題を理解するとともに、かつ日本でも展開できるようにすることによって、日本型意思決定支援モデル研修における「実践的ツール」の1つとして、幅広く支援者に提供できるようにすること
- ③ 障害者権利条約について理解を深めることによって、意思決定支援(支援付き意思決定)における世界のスタンダードを学び、日本型意思決定支援モデル研修の作成に繋げること
- ④ オーストラリア、ニュージーランド及び世界各国の意思決定支援に関する実践者とネットワークを形成することによって、継続的に各国の先進的な実践を学ぶ機会を得るとともに、SDM-Japanの活動を日本のみならず世界に発信していく基礎を築くこと

※担当箇所に、各自すでにご提出なさっている文章を入れてください。写真もお願いします。(福崎)

第2 マイクロボード視察について【執筆担当者:小杉弘子】

日時:2019年8月14日

1. 事前説明:9:30-10:00

場所: The Local Café, 36 Paget St, Hilton WA 6163 Australia

参加者: マイクロボード・オーストラリア: Ms. Jacquie Mills、 Ms. Joan

ne Nunn

日本意思決定支援ネットワーク (SDM-Japan): 水島、福

崎、小杉

同席: ゾーイ氏(豪州)、藤原氏

2. Merger of Minds (マイクロボードの活動):10:30-12:30

場所: Hilton Community Centre, 2/32 Paget St, Hilton WA 6163 Australia

参加者: マイクロボード・オーストラリア: Ms. Jacquie Mill、当事者及び

支援者

日本意思決定支援ネットワーク (SDM-Japan): 水島、福崎、小

杉

同席者: 藤原氏

3. 交流 : 13:00-20:00

場所: Hilton周辺

参加者: マイクロボード・オーストラリア: Ms. Jacquie Mills、 Ms. Joan

ne Nunn

日本意思決定支援ネットワーク (SDM-Japan): 水島、福

崎、小杉

同席: 藤原氏

マイクロボード

マイクロボードとは、障害のある人(本人)とともに本人が思い描く人生を築くことを支援する、家族や友人などで形成された非営利の小集団である。本人とその親密圏にいる人々は、各人の合意によって定めた規約(constitution)に基づき、本人のニーズに応じて、意思決定支援をはじめ、公的支援サービスの調整や、就労・継続支援及び社会とのつながりを作る役割を無償で担い、親亡き後にも同様な支援の枠組みを継続することが期待されている。

世界で初めてのマイクロボードは、1984年に入所施設から退所することになった障害のある青年のためにカナダで組織された。現在では、個々のマイクロボードの連合組織であるVelaから、設立支援を受けた千以上ものマイクロボードがブリティッシュコロンビア州内で活動している。マイクロボードの手法を用いた重度知的重複障害のある人への支援の有効性は、ナラティブアプローチによる主題分析、比較分析、質的調査などによる複数の研究で確認されている。意思決定支援におけるマイクロボードの取り組みは世界的に注目され、Vela

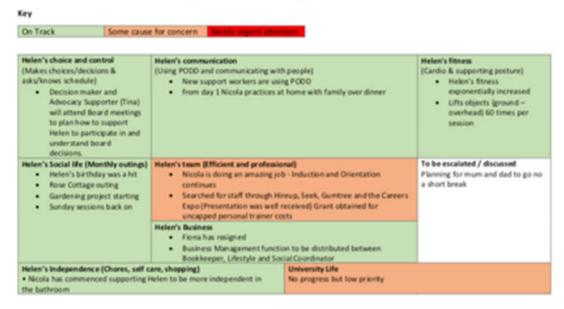
は2015年度のゼロプロジェクトで「革新的な実践」を受賞した。これはマイクロボードの原理が明確であることと、無償で提供されるVelaの支援ガイドラインによって他地域への移転可能性が高いと評価されたためと言われている。

マイクロボードには以下の特徴がある。

- 本人をよく知る人から成る小集団である
- 組織の規約定め、法人登記する
- 本人の選択及びコントロールを保障するため、規約に意思決定支援条項を定める
- 規約に則り、マイクロボード委員会が作られ、代表者、会計、書記等は互選される
- 会計報告書を提出する
- 本人中心 (person-centered) の活動をするため、運営規則を設け、そこに公平性及 び本人の人権保障、説明責任を明記することで、利害の衝突等のコンフリクトから 保護する
- 本人が人生で目指すもの(ビジョン)をマイクロボードの活動目的に記載し、メンバー全員が共有し実現を支援する。
- 本人の興味・関心及び好き・慈しむもの、厭うこと、ニーズについての記録を義務 化する
- 定期的に会議を開催し、本人意思の(再)確認し、生活の進捗について報告する。

以下に報告例を示す。

Helen's Good Life Status Report - October 18, 2017



サークル・オブ・サポートとマイクロボードとの違い

マイクロボードの特徴は上述したが、構造が類似した障害のある人を取り巻く小集団であるサークル・オブ・サポートとの違いについて簡単に述べる。第一に、法人格の有無である。マイクロボードは法人として登記されており、法人として必要な規約を定め、会計管理、事業計画、報告を行なっている。第二に、会費の有無である。マイクロボードのメンバーは最低12ヶ月間の関与が求められており、会費を支払う。第三に、マイクロボードを効

果的に機能させるための役割が明記された文書があり、それぞれの担当者が互選される点が 異なる。その他の相違点は画像2を参照のこと。



What's the difference between a circle of support and a microboard?

	Circle of Support	Microboard Agreed number in constitution		
No of meetings	Up to you to decide			
Cost to join	Free	Membership fee - set by committee		
Meeting notes	Usually recorded	Must be recorded and produced if required		
Member commitment	No formal commitment	Need to commit for 12 months but can resign		
Member roles	Informal, not well defined	Clearly defined roles and responsibilities		
Financial records	None required	Treasurer required to keep records and have them audited for annual report each year		
Member list	Kept for communication purposes	Must be kept up to date and produced if required		
Expectations of members	No formal expectations	Need to commit to upholding the rules in the constitution		
Legal recognition	None	Recognised as "like a person" so can open bank account, take out a loan, purchase property and so on		

マイクロボード・オーストラリア (MA)

オーストラリアへの技術移転は、2007年に重度知的重複障害のある子どもの母親二人がVelaを訪問したことから始まった。その後設立されたマイクロボード・オーストラリア(MA)は同国内で唯一Velaから認定された非営利の連合団体であり、マイクロボードに関心のある障害のある人の家族等と協働し、設立・維持・運営を支援している。オーストラリアにおいても、個々のマイクロボードは法人化することになっており、2019年8月現在、MAの支援を受けて法人登記した9つのマイクロボードが活動している。法人化の利点は、行政や民間の様々な助成金へのアクセスが容易になることや、マイクロボードのメンバーを債務(liability)から保護することである。

MA独自の取り組みとして、マイクロボードのメンバー等へマイクロボードのメンバー等へ次のような教育プログラムを提供している。「雇用者になること」、「NDIS申請案策定」、「学校教育から就労への移行」、「社会的企業設立・運営」、「コミュニケーションスキル及び意思決定支援スキル習得」等である。

以下に、MAの事業を紹介する。

- I. マイクロボード体験 (Experience a microboard): AUD4,200 試験的に体験することで、マイクロボードを設立するか否かについて意思決定できるようにサポートする。体験プログラムは、ネットを介した会議及びオンライン学習だけでなく、すでにマイクロボードを運用している家族との触れ合いも含まれる。
- II. マイクボード形成支援(Form a Microboad): AUD3,800
 - Ø 事前研修

関心のある本人及び家族を対象に、3モジュールの事前研修プログラムを提供する(①計画・協働、②法人化、③役割と責任)。事前研修は、オンライン学習と集中ワークショップ(2回)で構成されている。

Ø 学習支援

事前研修期間中、個々のマイクロボードへのメンタリングが、対面、オンライン、電話のいずれかで提供される。

Ø 研修後の支援

MAが月に1回開催するウェビナーにて、各マイクロボードのメンバーは実施上の課題を相談できる。その他、個々のマイクロボードが集まり、互いに情報交換するピアサポートグループが開催される。

- III. 責任を持って人を雇用するための支援 (Becoming a Responsible Employer): AUD5,000
 - マイクロボードまたは他の事業体の法的・税務について段階的に指導する。
- IV. 自分のスタッフを募集・管理する支援(Recruiting and Managing Your Own Staff): AUD5,000

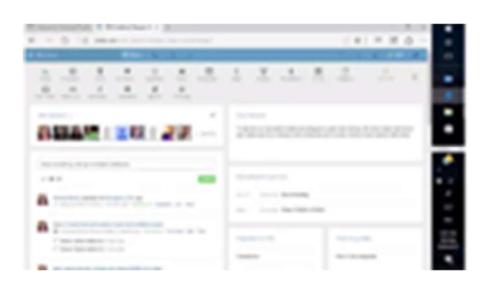
良いスタッフを募集することや、スタッフへの研修、業務管理、スタッフが休退 職することに備えることについて指導する。

V. PODIOで希望・生活状況を把握、情報共有(Making Knowledge Using PODI 0): AUD1,600

障害のある人(本人)が願う生活(vision)への進捗状況を、本人が把握できるように支援するとともに、その情報を本人が知ってほしい人と共有するためのアプリケーション(PODIO)の活用支援。ワークスペースの利用案内を含む。

PODIOが扱う情報には以下が含まれる。

- Ø 緊急連絡先
- Ø 必要な医療情報(かかりつけ医、服薬管理など)
- 本人の思い描く理想の生活を実現するための今年度の到達目標(goal)及び、そのために必要な支援方法やその計画(NDIS利用申請に記載する目的を含む)を達成するためにNDISから支援を受けた内容
- Ø マイクロボードのミーティング予定、ミーティング議事録、決定事項、 活動記録など
- Ø 親しい人の連絡先



NDISの利用

MAの事業はNDIS法の基準である「合理性及び必要性」に適合するので、マイクロボードの設立やMAの事業を利用するためにNDISの資金を申請することができる。 絵カードを使ったコミュニケーション

多様な絵をファイルした代替コミュニケーションツールを用いたコミュニケーションが 可能だ。



今回の視察では、MAの当事者支援活動であるMerger of Mindに参加した。開始から10分程度は絵カードを使ったコミュニケーションの時間にあてているとのことで、言語的コミュニケーションができる人も代替コミュニケーションツールを使って会話する。これは、コミュニケーションが困難な人の立場を理解するだけでなく、ツールを使えばコミュニケーションが可能なことを再確認するために行なっているそうだ。Merger of Mindは、MA代表のミルズ氏がファシリテーターになり、現地で若者に人気のある「スーパーヒーロー」を題材にしたコミュニケーションのワークを行った。

感想

マイクロボードは重度知的重複障害をもつ子どもの親が、親亡き後を見据えた支援の仕組みを模索して作り上げてきたモデルと思われる。法人化によって活動の透明性や資金調達の可能性が高まり、持続可能となる利点があるが、日本への移転性を考える際、法人化を躊躇する家族が多いと思われる。SDM-Japanの今後の活動には、代替コミュニケーションツール、有償の研修事業形態(ウェビナー=オンライン研修、メンタリングなど)とPODIOアプリケーションの活用が参考になると考える。

- [2] http://microboard.org.au/research/
- [3] http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/160630_zero_project/slide 9.html
- [4] http://microboard.org.au/2017/10/19/reporting-on-progress/
- [5]http://microboard.org.au/wp-content/uploads/2017/10/What' s-the-difference-between-a-circle-of-support.pdf
- [6] http://microboard.org.au/what-is-a-microboard/
- [7] 国民障害保険制度National Disability Insurance Scheme
- [8] http://microboard.org.au/form-a-microboard/

第3 PASAT視察(意思決定支援ツール・コンセプトの普及方法に関する協議)【執筆担当者:水島俊彦】

1 出席者

The Personal Advocacy and Safeguarding Adults Trust

Erika Butters : Advocacy National Director

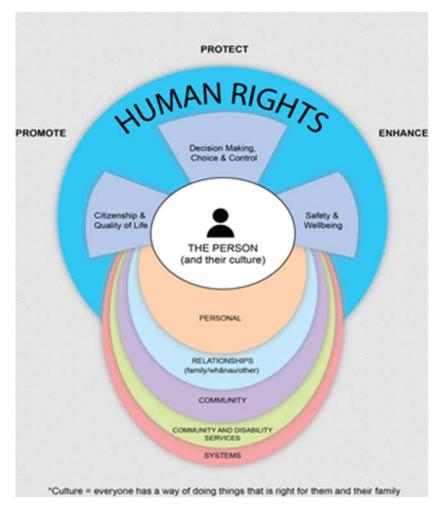
Sue Hobbs : National Safeguarding Adults Director

PASAT (The Personal Advocacy and Safeguarding Adults Trust) とは、意思決定支援活動、権利擁護活動を行っている団体。独立した組織で、障害のある人の生涯にわたってアドボカシーを提供しているニュージーランドの中では唯一の団体である。

日本意思決定支援ネットワーク (SDM-Japan): 名川、水島、小杉、福崎、延原

2 団体の活動内容と意思決定支援普及のためのパイロットプロジェクト

最初にフレームワークの説明がなされた。当事者にとってわかりやすいようにパイナップルの形にしているが、NDISを基に作られているとのことである。



PASATはシステムセーフガードを機能させるために、ピープル・ファーストなどのNGO などと協力しながら、障害のある人の法的能力(Legal capacity)の保障を確実にするために動いてきた。

このパイナップルは、個人(personal)、関係性(relationships)、コミュニティ、コミュニティと障害福祉サービス、システムの層に分かれており、ソーシャル・エコロジカルモデルと言われている。現在は、このパイナップルモデルについては政府も承認しており、重視されている考え方は「セーフガード」である。

ここでいう「家族」とは、必ずしも血縁に限るものではなく、マオリ等の文化的な背景も考慮し、より広い意味での家族を意味している。人間は包括的なニーズが存在し、より良い人生を送るためには、そのニーズをとらえて支援をすることが重要であると考えられている。特に、障害のある人が関係性をつくることは意思決定支援の観点からも重要である。その過程において、expressed wish(心からの希望)やwill and preferences(意思と選好)を尊重しながらチーム支援を行っていくことが必要であった。

2018年10月にプロトタイプが作成され、北島の中央部に居住している知的障害のある人たちへの意思決定支援がパイロット的に行われているところである。その結果、障害のある人の親は「障害のある子どものために支援をしていると思っていたが、実際には自己決定の機会を奪っていた。」ことが明確になってきた。

キーワードは、「良い人生を実践すること (enabling good life)」。障害のある人が良い人生を送るためにどのような支援が必要で、その人自身が資金を使っていかに意

思決定をしていけるのかを考えていく。プロセスそのものよりも原則,すなわち,自らの意思決定,チョイスアンドコントロール,リレーションシップ(連携)を基盤にして支援を行っている。具体的には,本人の周りに適当なサポートをする人がいない場合には要請があり,団体から「コネクター」を派遣して対応する。利害の対立(conflict of interests)があった場合には,団体が報告を受ける(関係者においてEWやWPとBIの対立があった場合等)。そのような場面において,サポーターは当事者の人と会うなどして,援助関係の基盤となる信頼関係を構築している。

実践例として、女性が居住移転について、あるサービスプロバイダーを利用するかどうかという例が紹介された。本人には何人かサポーターはいたが、利害の対立があった。サポーターの中にはその場にいないという人もいた。新しい事業所に移ったが、サービス事業者がとても影響力の強いところだったため、彼女自身は自分自身のwishを十分に出すことができなかった。コネクターは、サポーターに対して、「時間をかけて本人が何を求めているのか、彼女の価値観はどのようなものなのか、自分自身の気持ちで発言できているのかを見極めるべき。」というアドバイスを行った。

今後の目標は、全国にアドボカシーのためにコーディネーターを配置することである。12年にわたって政府に資金提供を求めている。18~65歳の人たちがリスクの危機に瀕していることについての政府の認識が乏しい。

3 意思決定支援のためのツール

多職種連携の場合に共有するためのツールや様式についても紹介をしている。支援付き意思決定のもの、セーフガードのためのものもある。インターネット・クラウド上で利用できる。

例 < Preference Bank: その人の選好(好き・嫌い)を蓄積するためのデータベース>

- サポーターやアドボケイトが閲覧することができる。
- 2つの情報(笑顔/好きなこと)を書く欄がある。起こったことと読み取れること(評価・解釈)を分けて書く。
- 基本的には文章で書いていくが映像でもなんでもOK。写真・文章両方ある。
- 行動パターンと虐待との関連等もある場合がある。
- 場面を切り取ってそれを分析している。道半ばだが行動にはパターンがある ので、どのような状況にあるのかを知る手がかりにしようとしている。

他団体の資料も適宜活用している。

例)Supporting Decision-Making: A Guide for Supporters of People with an Intelle ctual Disability

MAKING GOOD DECISIONS



第4 トーキングマット基礎研修(ニュージーランドにて)

名川さん担当?

第5 NDISにおける権利擁護と意思決定支援の取り組みについて(2018年度 予算)

延原さん担当

第6 NDISの概要ならびにプラン作成と本人意思尊重のあり方について(2018年度予算)

福崎担当

1) NDIS利用者の親に利用状況や個別事例をインタビューした

日時:2019年8月12日11:00-13:00

場所:メルボルン中心街 フードコートにて

参加メンバー: SDM-Japan 名川、水島、小杉、延原、福崎

通訳:鈴木雄太さん

親の会及び通訳:谷口稚恵子さん

■オーストラリアの保険制度について

谷口さん(オーストラリア在住30年、自閉症の娘さんに対してDNISを利用されている親の会所属、及び、サポートワーカーを仕事で行なっている)よりオーストラリアの保険制度及び、ご自身と娘さんの体験についてヒアリングを行った。

- 医療保険については、社会保険と国民保険の支払いの差がほとんどない。
- ・ 16歳まで子どもと見なされる。16歳以上で、かつ18,000ドル以上(年間)働いてる 人が所得税を払う義務を負う。その時に、医療保険、NDISのベースになっている傷 害保険も全員支払う。
- ・ 社会福祉サービスに使われる予算は、全て所得税からのものである。国が州に振り 分けて、州ごとに使用用途を決める。
- ・ ビクトリア州は、労働党が強い州であり、高齢者福祉や社会福祉の施策に重点が置かれている。
- ・ 日本でいう雇用保険はなく、失業者は、センターリンクに行って、年金や生活保護 の受給申請を行い、最低限の生活保障をしてもらう。

- ・ 障害者支援制度 (NDIS) は、障害者でかつ今の暮らしを向上させたいと思っている 人、QOLのためである。
- ・ SDAとは、グループホームのようなところである。NDIAの支援によって、娘さんを 施設に入れなくても、自宅で暮らしていけるようになった。そのための必要なサポ ートを事業所と一緒に行なっている。
- ・ NDISを使って、NDIAが、本人のニーズをもとに、学校にいけるようにしたり、仕事ができるようにしていった。

■谷口さんの娘さんへの支援とその展開

娘さんが2歳の時、爪先立ちして、ドアを締めないと「ぎゃー」と泣く様子を見て、託児所から「何か障害があるかもしれないからその支援のための診断をとるように」言われた。診断をとって申請すると、市から託児所に、障害児のケアのための予算がもらえる仕組みとなっている。「あなたのお嬢さんは、自閉症ですよ」と医師から言われた。「早期介入の所に行った方がいいんじゃないか」、「就学は、ここがいいんじゃないか」など、いろんな提案をしてもらった。

その後、他職種で娘さんに関わっている人のケースカンファレンスが開かれた。ケースカンファレンスでは、みんなで話し合った。就学前(5歳時)には、「耳の聞こえない人の学校が、視覚優位だからいいんじゃないか」、「認知が一番の問題だからその点をカバーする自閉症の学校がいいんじゃないか」など様々な意見が出され、自閉症専門の学校に行くことになった。

学校に入ると、親の会があったり、自閉症児のためのクラフト会があったり、「この団体に入会したらいいよ」とたくさんのお誘いがあった。親の会に入ると、どんどんいろんな情報の電話や手紙がきた。そしてNDIS、VALIDなどを紹介されて、「行きなさい」と言われ、福祉サービス支援に繋がり、今に至る。

プランミーティングは通常、年に1回しかしない。「自分は、何がして欲しいんだろう」「あなたの居住地的に通勤・通学が楽なところはどこだろう」など、ざっくりとした業者を親が決めておいた。プランミーティングに行くと、娘は寝る。娘の意思が関係ないところは、母が報告し、「アートクラスに通わせる」といか、本人のやりたいことに関しては、スタッフが聞いていっていた。

■個別支援ファイルについて

支援事業所が、娘のファイルを作る。I statement (I want~)

例えば、彼女が大事にしていることは、「クッキングが大事」、「トラベルトレーニング (日帰りツアー)が大事」、「ご飯食べに行くのが大事」「食べ物をご老人に届けるのが大事」というように記述していく。書けない人は、代筆する。親がいれば親、SDAのマネージャー、アドボカシーがついてする場合もある。

■重要な用語の定義について確認

通訳の鈴木さんと、重要な用語の意味・定義について確認を行なった。

2) NDISの構築・研究を行っているメルボルン大学ブルース先生・イラン先生との協議 目的:オーストラリアで展開されているNDIS(障害者支援制度)の歴史、概要、展開、実 践、及び現状と、SDMとの関連性について情報収集するため

日時:2019年8月12日14:00-17:00

場所:メルボルン大学

参加者: 名川、水島、小杉、延原、福崎

通訳者:鈴木さん、谷口さん

インタビューした人:ブルース先生、イラン先生(メルボルン大学 教授)



NDISについての説明(メルボルン大学ブルース先生より)

パワーポイントを使用し、概要のプレゼンテーションを行ってくれた。

- 1) NDISが必要な理由
- 2) NDISの現状
- 3) NDISの展開
- 4) メルボルン大學の障害研究所について
- 5) まとめ

の順で説明をしていただいた。

1) NDISが必要な理由

障害に対して「投資」という観点で行われてい る。社会保障の受給者という 形ではない。国の 生産性委員会を巻き込み、試算した結果、GDPが1% 向上するという調査結果が出た。これによって福祉 の分野から経済の分野に予算を移行することがで き、NDIS導入のための予算が確保できた。このこと は、障害者権利条約の批准・遵守においても効果が 認められている。多くのことは、まだ試算中である が、一番大きいことは、雇用の上昇である。NDISに よって、サポートワーカーの新規雇用が大幅に増え、それがGDP押し上げる結果となったと



NDISが導入されるまでは、年率7、8%の社会保障の支出が上昇していたという背景があ った。またサービスにアクセスできるまでの期間がどんどん長期化していたという問題点も あった。しかも危機的な状況にある人たちの支援のための支出が大部分で、必要な障害者へ の支援ができていなかった。これらの要因としては、障害を持っている人の長寿化、高齢 化、離婚、女性の社会進出など、様々な要因によって、より1人の人に対する支出が多くな っていると考えられる。

2) NDISの現状

推測されている。

【NDISの主な3つ特徴】

- 1) 保険、投資的なアプローチをとっている。保険的な考えを持つと、彼らの持っているポテンシャルを一生涯を通して活用していこうとする長期的な考え方へ転換が行われている。そのことによって、結果的に、障害者とご家族を長期的にサポートしていくことができる。
- 2) 資金、補助金が個人に支払われるという形になっている。他のところでは、団体だったりする。なので、個人のニーズを満たせるサービスを選べる形になっている。給付を試験的にやってるところはあるけど、これだけ大規模にやってるところはオーストラリアのみである、
- 3) コミュニティの能力を向上させることを目的としている。持続可能なかたちで、個人や家族を育てていけるのではと考えている。西オーストラリア州で初めて行われていたものであるが、田舎ではサービスがなくて、都会しかないので、障害者はどんどん都会に来ざるを得なかった。しかし、この西オーストラリア州の方法を採用して、今ではNDISが、ローカルエリアコーディネーション(LAC)を採用している。

【対象者】

- ・ オーストラリア国民、市民権、永住権を保有している方も、65歳以下の重度の恒久 的な障害者を持っている人
- ・ 65歳の方も、それより前に障害があると認定された方
- ・ 知的障害者、身体障害者、精神障害者、視覚聴覚障害者など症状としては、運動ニューロン、神経系につながるものは含まれる
- 障害が重度かどうかなので、医療的な診断が必要となる。

【小児を対象とした早期介入】

- 成人、進行性の知的障害
- 重度の知的障害
- ・ 機能障害が一定レベルに達しているかどうか、ということで NDISの利用ができる かどうかが決まる。

【今後の予想】

475,000人/25,000,000人(全人口)の約2%の障害者をサポートすると予想されている。

【NDISで具体的に需給できるもの】

- ①コアサポート(日常の動作、ADL、コミュニティアクセス)
- ②障害者の能力の向上
- ③器具、設備面、ホイスト、盲導犬
 - NDISは利用者個人が給付を受け取れることになっている。(ノミニー)代理人の場合は、親や、友達になる。障害をもっている個人がコントロールできる。意思決定をできるということがポイントになる。
 - ・ ノミニー (代理人) は誰が指名するのか?理想は、障害者本人が指名できればいいのだが、コミュニケーション障害の重いものを持っているとなると、難しい、息子は二人とも知的障害を持っている。誰にサポートしてもらうとかは、息子が決めているが、お金の流れは、私がしている。障害者の最善の利益に基づき決める。

- ・ NDISがこういう仕組みになっている理由としては、障害者にも完全な市民になって ほしいという希望がある。障害者には、意思決定があるということになっている。 障害者が収入が得られない場合には、障害年金になっている。これは別なしくみで ある。
- ・ NDIS以前からの改善を目指してる、幅広い権利権限、自立した生活、家を持って、 生涯を通して教育を受けて、全人的な健康を目指し、家族の外でも豊かな人間関係 を持って、市民活動への参加もできるだけできるように、果たして達成しているの かどうかの枠組みも設けられている。
- ・ 6年経つが、現状どこまで来ているか。最初の3年は、30,000名。後半の3年は、30 0,0000名、270,000、西オーストラリア州の一部を除けば、全国で利用できている。 3月末の時点で、従来のサービスでは得られなかった85,000名が、この新しい仕組み で、サービスを得られている。利用者満足度調査でも、88%満足しているとのこと。

3) NDISの展開

- ・ NIDSの成立の由来。オーストラリア国民が全て目を向けられなければいけないというキャンペーンを行いました。当事者たちの協力体制を築くのに成功して、NDISという目標に向かって、協力していた。それまでは分断していた。私の考えでは、そういった団結が必要になるのではないか、全国障害者支援者連盟が協力して展開していった。
- ・ 変革をもたらしたい時の方法として、言葉の使い方、全てのオーストラリア人が目を向けられなければならない。向けられてない人がいるということを知ってもらうきっかけとなった。もう一つ、従来の支援システムが破綻しているということを、浸透させて、破綻しているなら、修復されなければいけないと思ってもらえる。「保険」という概念、みんなが参加して、拠出していく当事者であり、いつ自分も自分の子供孫も、自分の問題なんだと思ってもらうことに成功した。
- ・ 障害という問題を経済問題として捉えてもらうようにした。政策問題を経済問題と してとらえ直した。生産性問題として、算出して、国の拠出を促した。
- ・ テクノロジーやSNSのスマートな活用ができていた。このキャンペーン活動によって、550,000名規模での個人メールの嘆願を州知事に送ることができた。

4) メルボルン大學の障害研究所について

- ・ メルボルン研究所・・・障害者と、ケアラーのための調査研究を行っている。
- 研究成果を実践に落とし込むことも積極的に行っている。
- ・ 機会、公平性を浸透させていく。
- 障害者の健康維持向上を目指していく。
- ・ 障害者のニーズに見合ったものであることを目指している。

主要分野

- データを取りたい。世界トップのデータベースの構築に取り組んでいる。
- ・ 社会保障面のデータ、医療面でのデータ、雇用面でのデータをひも付けして、最善な研究ができるように取り組んでいる
- 分野を横断しての研究も積極的に取り組んでいる
- ・ 障害者、ご家族のニーズにも基づいてしなければいけないと思っています。

5) まとめ

- ・ NDISは国を構築するための70年代、国民健康保険が導入された以降の改革であると 思われる。
- そう遠くない未来に利用者が475,000名になった
- 間接的な支援も提供されることになった
- オーストラリアが世界でも先端を担うことになっている。

イラン先生への質問(福崎)

NDISの3つの特徴、2)個人のニーズをサポートできる、3)コミュニティを育て、インフォーマルな支援ネットワークを構築させる、という特徴を実現させるためには、私が考えるには、そのニーズを引き出し、サポートに繋げる能力や、地域にインフォーマルな支援ネットワークを構築できるようなソーシャルワーク的な活動をする熟練した専門家が必要に思われる。そうだとすれば、そのような専門家をどのようにして育成しているのか?またそのようなソーシャルワーク的に活動に対して、形が見えにくいので、「1時間家事支援をしました」というように、実働を給与に換算しにくいと思われるが、どのように拠出、または算出しているのか?

→ (イランさん) NDISは個人に給付されるものなので、そのような活動に対しての拠出は非常に少ない。あえてしているといえば、VALIDのような活動が該当する。VALIDは非常に活躍していて、大事な役目であり、私たちとしては、いくつものVALIDを必要とするが、実際は予算的にそうなっていない現状である。確かに、個人に給付されるものとは別に、そのようなコミュニティを育てていく、またニーズを聞いていくといった専門家側に拠出する仕組みも必要であると個人的には思う。あと、該当する支援内容としては、2年という期限付き

で、プロジェクトベースのコミュニティ参加支援があるが、これは、2年たつと打ち切られるものであるし、プロジェクトベースなので、インフォーマルな地域コミュニティのネットワーク育成という観点からは、異なるかもしれないとのこと。

Ilan先生への質問 その2 (延原)

日本においては障害が重度になればなるほど、自分 自身の意思で住まいを選択できていないという現状が あるが、オーストラリアについてはどうか?



(イラン先生の回答)

→重度の人であればあるほど、住まいを選択できていない状況は同様。しかしながら、これまでは住宅はサービスに入っていなかった。だからこそ、軽度の障害のある人たちには、「両親と暮らす」という選択肢しか準備されてこなかった。それがNDISになって別で住宅の費用が提供される人が増えた。

軽度で自立できるはずの人が10万人程度いることが試算されているので、そこを保障しようとしている。個人へのファンドや、住宅の費用が高くて自立生活が叶わない軽度障害のある人たちの住まいの確保(建設)に対して、現在は大きな費用が使われている。1980-90年代は施設中心だった。

そこから脱施設化で、施設自体は現在ほとんど残っていない。グループホームへ移行していったが、その中で軽度の人たちは、「親と暮らすしかなかった」ということについても丁寧な説明を受けた。軽度の人たちは、ある程度サービス事業所が多く、サービス提供を受け

られる都市部・人口規模の大きい自治体であれば、ヘルパー等の支援を受けながら、一人暮らしもできる。でも、そういう自治体だと家賃が高く、一人暮らしへのハードルが上がるという課題もある。



感想

個人の障害の程度から個人のニーズに合わせてに拠出される仕組みをもつ法制度にしたことで、意思決定支援を中心に据えざるを得ないという点で、非常に画期的な法制度と言える。逆に言えば、意思決定支援なくして、個人のニーズを中心にした支援を構築していくことはできない。意思を十分に伝えてサービスを享受できている障害者と、それを表現または申告できずに十分なサービスを受けられない障害者との格差も懸念される。

また日本と同じ自由主義経済であるオーストラリアが、「生産性」や「効率性」と言った 経済効果が一見期待できないとされる社会福祉の分野に対して、予算確保を目的に経済理論 を持ち込み、「障害者への一生涯への投資」という視点で、資金を調達してきたことは、今 後の参考に値する。今後の動向が楽しみであると共に、模索していくオーストラリアのデー 夕解析を注視していきたい。

第7 知的障害者の子育て支援における本人の主体的活動とその支援について(2018年 度)

延原さん担当

第8 意思決定支援枠組みにおけるRisk Enablementの位置づけと日本での実施について (2018年度)